

て 天龍 広報

第 151 号

2012年10月25日

私たちの村
-10月1日現在-
人口 1,622 人
男 745 人 女 877 人
世帯数 825 世帯

発行 天龍 村役場
編集 総務 藤印 券所
印刷 斎藤 印刷



9月14日(金)に、毎年恒例の「敬老大会」が開催され、多くのお年寄りの方々が、今年も元気に集まりお互いの長寿を慶びあいました。今年も保育園児がお年寄りの長寿に花を添えるべく、かわいい遊戯や歌を披露され、お年寄りも満面の笑みを浮かべていました。さらに今年は「江戸太神楽」の朱仙さん、花仙さんによる曲芸の数々が披露され、皆さん固唾を呑んで見守つたり、拍手を送つたりと、大いに盛り上りました。

また、本年も「あすなろ民謡」「詩吟クラブ」の方々による踊りや詩で楽しいひと時を迎えることができました。

敬老大会開催

～みなさん、いつまでもお元気で～

保育園児の発表 江戸太神樂のお二人による太神樂

特養 養護 大河 向日 久保 鶯巣 長野 本町 東原 西原 清水 折原
養護 大河 内内 方方 方組 巢上 町野 本町 A原 原原 水立
島田 熊谷 嶋田 波田野 岡本 千千子 波田野 八重子 板倉 大平 西澤 田村 遠山 村澤
中智枝子 節子 かつ 伊藤あさよ 村松 村松 島崎 北澤 幸子 甲子 信子 正人 信子 大喜 春美
勇 勇

西原 吉澤 純子 中島八十三歳
西原 吉澤 純子 中島八十三歳
（百歳以上）
（村内男性最高齢者）
（村内女性最高齢者）
（敬称略）
（100歳×100歳）

今年度の長寿祝受領者

なお、80歳以上の方に今年度も福祉年金（5千円）が贈られています。

第3回 定例議会

議会だより

平成24年第3回天龍村議会定例会が9月19日に開会し、27日までの9日間の会期で行われ、左記の議案について原案どおり可決されました。

「可決された案件」

- 平成24年度天龍村一般会計補正予算(第4号)
- 平成24年度天龍村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成24年度天龍村営水道特別会計補正予算(第3号)
- 平成24年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 平成24年度天龍村一般会計2号)
- 平成23年度天龍村一般会計歳入歳出決算認定
- 平成23年度天龍村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 平成23年度天龍村営水道特別会計歳入歳出決算認定
- 平成23年度天龍村営下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 平成23年度天龍村介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 平成23年度天龍村後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定
- 平成23年度天龍村若者等定住促進条例の改選について」をご覧ください。
- 天龍村教育委員会委員の改選について
- 内容は、3頁の「教育委員の改選について」をご覧ください。
- 天龍村若者等定住促進条例の一部を改正する条例について
- 内容は、期限が設定されている本条例について、今後も若者定住に向けた取り組みを行うため、条例の期限を平成28年3月31日まで延長するものです。

「予算・決算」

「報告」

- 平成24年度天龍村一般会計補正予算(第3号)専決処分の報告及び承認
- 平成24年度天龍村営水道特別会計補正予算(第2号)
- 平成24年度天龍村一般会計専決処分の報告及び承認

平成24年度 補正予算(専決) (単位:万円)

会計名	補正前の額	補正額	計
一般(第3号)	21億1,895	540	21億2,434
村営水道(第2号)	4,735	86	4,821

平成24年度 補正予算 (単位:万円)

会計名	補正前の額	補正額	計
一般(第4号)	21億2,434	1億3,034	22億5,468
国民健康保険(第1号)	2億318	2,955	2億3,273
村営水道(第3号)	4,821	619	5,440
村営下水道(第2号)	6,710	56	6,766



交通安全功労者
交通対策本部長表彰

「一般質問」

「意見書」

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を、関係大臣へ送付しました。



- 一、野竹正孝議員
「3期目出馬の決意理由などについて」
- 二、大規模災害に備えての課題について
- 三、上野伊佐雄議員
「教育現場での「いじめ」の問題について」
- 四、債権放棄報告について

これは、県下で最も高齢化率が高い中、年4回の交通安全運動を中心に、多年にわたり地道な交通安全啓発活動などの功績が認められたものですね。今後もさらに、村や安協活動を通じて交通安全の推進を図ってまいりますので、よろしくお願いします。

去る10月3日に平成24年度交通安全功労者交通対策本部長表彰式が東京都千代田区の東海大校友会館で行われ、市区町村の部で天龍村が受賞しました。

裁判員制度

「まもはひ
名簿記載通知を
発送します」

★裁判員候補者名簿が じきとまで

裁判員候補者名簿は、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からクジで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成25年分の名簿に登録される人数は、全国で約25万9千人です（有権者全体に占める割合は、約402人に1人）。

☆裁判員候補者名簿 記載通知について

平成25年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、

来年2月頃から平成26年2月頃までの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前に伝えし、あらかじめ心づもりをしていだくためのものであります。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と一緒に調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票の回答内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合などには裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りする項目に当たるまらない方は、返送いただく必要はありません。

また、

名簿記載通知と共に

「ふるさと寄附金」
ありがとうございます

☎ 026(403)2008
長野地方裁判所事務局
総務課庶務係

○お問い合わせ先
裁判員制度に、ご理解とご協力をお願いします。

長野県最低賃金改正のお知らせ

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」が平成24年10月1日から次のとおり改正されました。

最低賃金は、法律に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、それ以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。この機会に是非、賃金の確認をしてみてください。

長野県最低賃金時間額 700円

お問い合わせ先 長野労働局労働基準部賃金室 ☎ 026-223-0555
飯田労働基準監督署 ☎ 0265-22-2635

平成24年分 所得税青色申告決算説明会 日程表

○営業・不動産所得の方

開催日	開催時間	会 場
11月29日(木)	13:30~15:00	阿南町商工会館
12月4日(火)	13:30~15:00	飯田商工会議所遠山郷支所
12月6日(木)	10:00~11:30 13:30~15:00	泰阜村商工会館 下條村商工会館

○農業所得の方

開催日	開催時間	会 場
12月11日(火)	13:30~15:30	JAみなみ信州 下條支所多目的研修センター

※近隣の開催会場のみ掲載しています。

■お問い合わせ先

飯田税務署 ☎ 0265-22-1167
個人課税第一部門
(直通)

教育委員の改選について

教育委員の川上正明氏、熊谷美沙子氏の任期満了に伴う改選によって、岡本区の川上正明氏が再任、坂部区の平松和子氏が新たに任命されました。任期は、平成28年10月2日までです。よろしくお願ひします。

前号（8月発行）で公表後、9月30日現在で寄附をしていました。ありがとうございました。
今日は2名の方々から、総額30万円の寄附をいただきました。



岡本区
川上 正明 氏



坂部区
平松 和子 氏

一般会計歳出総額は前年度比6.4%減

平成
23年度
決算

22億7,322万円

平成23年度の一般会計及び特別会計の決算が第3回定例議会において審議され、次のとおり認定されました。一般会計では、歳入総額23億3,604万円、歳出総額22億7,322万円、差引収支6,282万円となり、歳出は前年比6.4%、1億5,533万円の減となりました。

★村税（2億3,474万円）

みなさんから村へ納められた税金の総額です。前年度に比べ4.8%、1,181万円の減となりました。

★地方交付税（12億6,062万円）

天龍村の収入でもっとも大きな比重を占めています。すべての市町村で一定水準の行政サービスを受けられるように、国に納められた税金を再配分して交付されます。前年度に比べ9.9%、1億3,787万円の減となりました。

★国・県支出金（2億6,575万円）

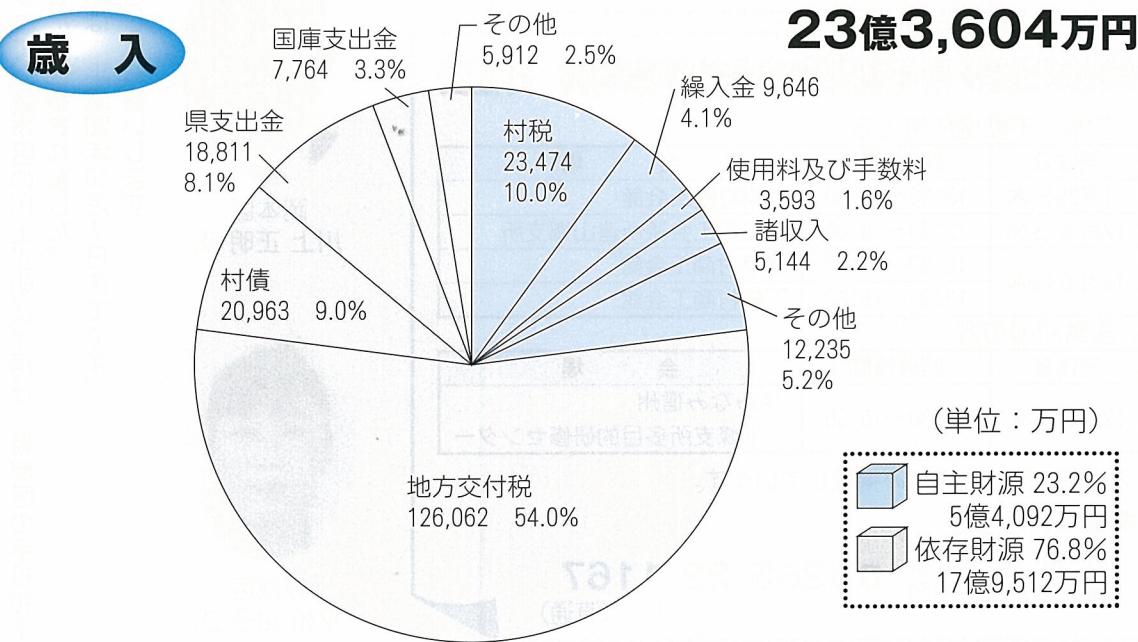
国や県が交付する補助金や委託金などです。地域活性化交付金などの減により、前年度に比べ19.6%、6,496万円の減となりました。

★繰入金（9,646万円）

村債の繰上償還のために減債基金から9,530万円を取り崩し一般会計へ繰り入れました。

★村債（2億963万円）

国などから借り入れる村の借金です。前年度に比べ17.7%、4,511万円の減となりました。



性質別

歳 出 22億7,322万円

★人件費（3億3,287万円）

委員報酬・議会議員・特別職・一般職員の給与・手当などです。前年度に比べ0.9%、297万円の増となりました。

★物件費（2億7,539万円）

臨時職員の賃金、消耗品や燃料代などの需用費、電話や郵便代などの役務費、備品購入費、各種委託料などです。前年度に比べ9.8%、3,004万円の減となりました。

★補助費等（1億9,811万円）

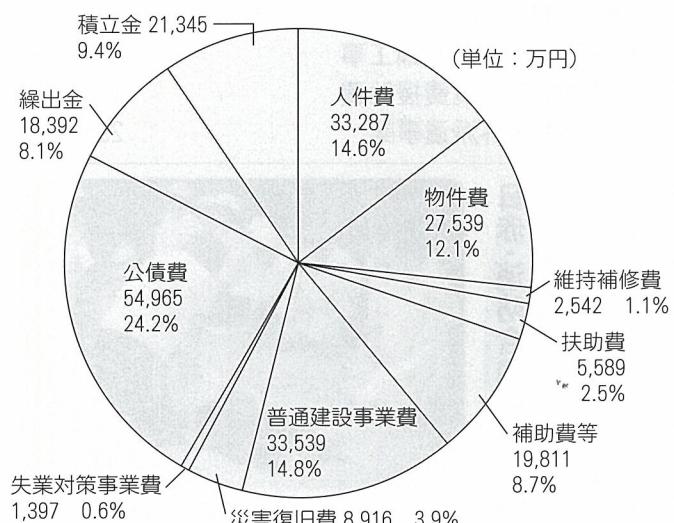
建物や自動車の保険料、広域連合など他団体に対する負担金や補助金・交付金などです。前年度に比べ1.5%、295万円の減となりました。

★普通建設事業費（3億3,539万円）

道路改良やその他の工事費、国・県の建設事業に対する負担金などです。林道改良工事などの減により、前年度に比べ19.3%、8,034万円の減となりました。

★繰出金（1億8,392万円）

一般会計から国保や水道・下水、介護保険などの特別会計へ支出されるものです。地方債元利償還金の減により下水道事業への繰出金が減少したことなどにより、前年度に比べ8.3%、1,658万円の減となりました。



特 別 会 計

國民健康保険	1億8,847万円
村営水道	4,707万円
村営下水道事業	7,448万円
介護保険	2億7,867万円
後期高齢者医療保険	2,511万円

目的別

★総務費（4億6,788万円）

主に村の基本的な行財税政の運営のための経費です。基金への積立金の減などにより前年度に比べ16.2%、9,012万円の減となりました。

★民生費（3億1,186万円）

福祉など住民生活のための経費です。前年度に比べ2.7%、872万円の減となりました。

★農林水産業費（1億4,825万円）

農林業に関する経費です。林道の改良工事などの減により27.4%、5,595万円の減となりました。

★商工費（1億5,018万円）

商工業や観光・温泉に関する経費です。臨時交付金事業による観光施設改修工事の終了などにより前年度に比べ12.2%、2,091万円の減となりました。

★土木費（2億8,044万円）

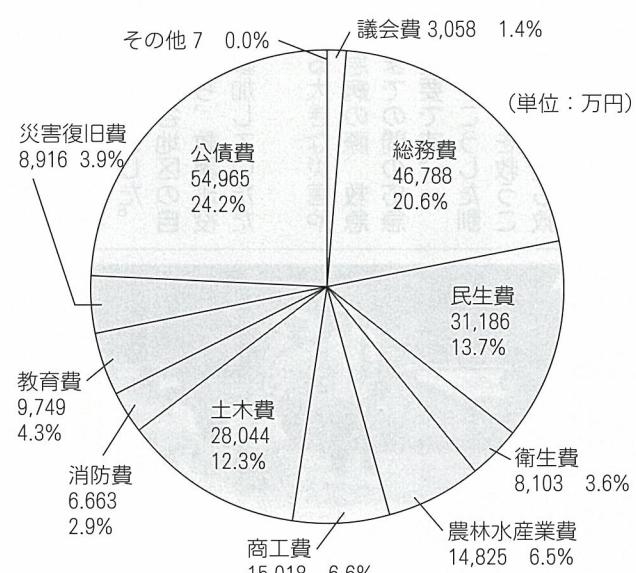
村道や住宅などに関する経費です。前年度に比べ5.3%、1,422万円の増となりました。

★教育費（9,749万円）

小・中学校や社会教育などに関する経費です。前年度に比べ5.7%、588万円の減となりました。

★公債費（5億4,965万円）

国などから借り入れた村債の返済金です。前年度に比べ1,268万円の減となりました。また、村債残高も前年度末に比べ3億1,719万円の減、総額15億8,994万円となりました。



平成23年度に実施した主な事業



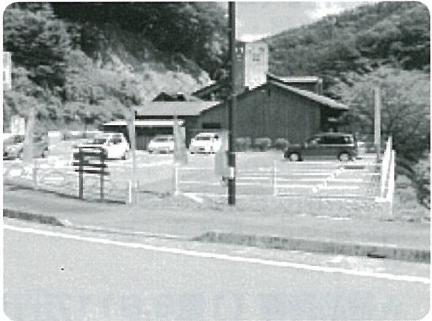
▲非常用予備発電機設置工事
(役場庁舎地下) 1,953万円

災害時における停電に備え、災害対策本部となる役場庁舎及び避難所となる老人福祉センターの非常用電源として整備しました。



▲ヘリポート整備事業(ニセンジ)
593万円

救急搬送の時間短縮と、災害時の物資輸送等を目的として、ニセンジ地籍に整備しました。



▲天龍温泉駐車場等改修工事
1,471万円

より多くのお客様に利用していただきため、おきよめの湯駐車場の改修を行い駐車可能台数が15台増えました。

・社会就労センター 空調設備改修工事	672万円
・診療所取付道路改良工事	504万円
・農林業公社運営補助金	900万円
・中山間地域等直接支払交付金	273万円
・地籍調査事業委託	1,025万円
・林道向方線改良工事	1,649万円
・林道虫川新野峠線舗装工事	2,693万円
・有龍泉閣運営補助金	1,800万円
・温泉源泉ポンプ制御盤更新工事	893万円
・緊急雇用創出事業 土木管理システム整備	642万円

・村道合戸線改良工事	1,956万円
・村道梨畠線改良工事	1,310万円
・村道明ヶ島線改良工事	1,465万円
・村道峠山線改良工事	1,037万円
・電源立地交付金事業 村道天竜川線防災工事	976万円
・電源立地交付金事業 村道長野長島線舗装工事	1,256万円
・電源立地交付金事業 村道大久那線拡幅改良工事	1,242万円
・恵平村営住宅整備工事	1,685万円
・児童生徒給食費援助費	143万円
・中学生海外派遣事業	235万円

近年多発する大きな災害や万一の事故・急病の際、救急措置が非常に重要です。いざという時、こうした訓練で得た知識で人命を救うことができるので、今後も救護知識の習得に努めていきました。

近年多発する大きな災害や万一の事故・急病の際、救急措置が非常に重要です。いざという時、こうした訓練で得た知識で人命を救うことができるので、今後も救護知識の習得に努めていきました。

消防団合同救護訓練が老人福祉センターで行われました。8月22日(水)に日赤奉仕団・消防団合同救護訓練が老人福祉センターで行われました。当日は、阿南消防署の講師のご指導のもと、約70名がAEDを使用した救護法を中心熱心に講習を受けました。また、本年度も各地区の自

日赤・消防合同救護訓練が行われる



AEDとダミーを使った訓練



消火器による消火訓練

9月1日(土)に、地震総合防災訓練が行われました。各避難地では、消火訓練、各避難地では、非常食の試食、行政無線及び消防無線による通信訓練などを行いました。住民のみなさんの防災意識も高くなっています。各地で多くの方が真剣に各種訓練に取組まれ、土曜日にもかかわらず、585名のみなさんに参加していただきました。災害に対しては、日頃の備えが非常に大切です。今回の訓練を契機に各家庭、地域でより一層防災意識を高めていただきたいと思います。

地震総合防災訓練が行われる

～当村の財政健全化判断指標を公表します～

市町村財政の早期健全化や公営企業の経営の健全化などを目的に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されたことで、すべての都道府県や市町村は「財政健全化判断比率」や「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表しなければならないこととされています。

●財政の健全化に関する法律とは

地方公共団体の全ての会計の収支の状況、借入金の償還負担の大きさ、将来負担しなければならない経費の大きさなどを五つの指標（健全化判断比率など）で算定し、その団体の財政状況に関する情報を広く開示することを目的としています。

市町村ごとに算定する四つの指標（※）		当村の23年度決算値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	村の一般会計における赤字の程度を示す指標です。 ◆家計に例えると、世帯主の年収に対する世帯主の赤字額の割合を示す指標です。	(赤字はありません)	15%	20%
連結実質赤字比率	村の全ての会計の黒字と赤字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合にその程度を示す指標です。 ◆家計に例えると、世帯主の年収に対する、家族全員の赤字額の割合を示す指標です。	(赤字はありません)	20%	30%
実質公債費比率	村の一般会計などが負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標です。 ◆家計に例えると、世帯主の年収に対する家族全員が1年間に支払った借入金の返済額の割合を示す指標です。	9.1%	25%	35%
将来負担比率	村が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務などの大きさを示す指標です。 ◆家計に例えると、世帯主の年収に対する家族全員の借入金など将来支払いが必要なもの割合を示す指標です。	(将来負担すべき債務等はありません)	350%	—

公営企業会計ごとに算定する指標（※）		当村の20年度決算値	早期健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	公営企業（上下水道）ごとの資金の不足額の大きさを示す指標 ◆家計に例えると、世帯主以外の家族一人一人の年収に対する赤字額の割合を示す指標です。	(資金不足はありません)	20%	—

（※）市町村ごとに算定する四つの指標と市町村や一部事務組合が経営する上下水道、病院、観光施設などといった公営企業会計ごとに算定する一つの指標に大別されます。

（※）また、五つの指標のうちいずれか一つでも一定の基準以上となった場合は、財政健全化計画などを定めて早期の健全化に取り組まなければなりません。

（※）一定の基準以上とは：実質赤字比率15%以上、連結実質赤字比率20%以上、
実質公債費比率25%以上、将来負担比率350%以上



役場職員の給料などを公表します

◎人件費の状況 (H23年度一般会計の決算)

住民基本台帳 人口(年度末)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
人	千円	千円	%
1,622	2,273,222	332,871	14.6

(注) 人件費は、特別職に支給される給与、報酬などを含みます。

◎職員給与費の状況 (H23年度一般会計の当初予算)

職員数	給与費			一人当たり
	給料	職員手当	計	
人 43	千円 138,593	千円 93,181	千円 231,774	千円 5,390

(注) 1. 職員手当は扶養手当、通勤手当、時間外手当など。
2. 職員数、給与費は当初予算の数値です。
3. 定員の状況(部門別職員数)とは一致しません。

◎一般行政職の級別職員数などの状況 (H24年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事補 主 事	主任主事	主 任 係 長	課長補佐 主 幹	課 長 参 事	課 長	
職員数	9人	3人	13人	5人	6人	3人	39人
構成比	23%	8%	33%	13%	15%	8%	100%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

◎職員手当の状況 (H23年度支給割合)

区分		天龍村(県・国と同じ)	
		期末月分	勤勉月分
期末手当	6月期	1.225	0.645
勤勉手当	12月期	1.375	0.645
	計	2.600	1.290
		自己都合	勧奨・定年
退職手当	勤続20年	23.50	30.55
	勤続25年	33.50	41.34
	勤続35年	47.50	59.28
	最高限度	59.28	59.28
	その他加算措置:定年前早期退職特別措置	(2%~20%加算)	

◎定員の状況 [部門別職員数] (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		
		H23年	H24年	前年比
一般	総務	12	13	1
	税務	1	2	1
	農林	5	5	
	商工	3	3	
	土木	3	3	
	民生	11	11	
	衛生	2	2	
	小計	37	39	
特別	教育	5	5	
	小計	5	5	
公営	水道	1	1	
	下水道	1	1	
	その他	4	3	△1
	小計	6	5	
合 計		48	49	1
上記のうち派遣職員数		3	2	△1

◎職員の初任給の状況

区分	学歴	天龍村(県・国と同じ)
一般	大学卒	172,200円
行政職	高校卒	140,100円

◎職員の平均年齢・給料月額の状況

区分	平均年齢 (歳)	平均給料 月額(円)	平均給与 月額(円)
天龍村	41.8	298,500	323,100
長野県	45.6	349,229	414,205
国	42.3	327,205	—

(注) 長野県、国と比較するためH23年4月1日の内容です。

◎長野県市町村職員互助会

(H23年度支出の状況)
会員数54人

区分	支出金
職員掛金(個人負担分)	542千円
負担金(公費負担金)	542千円



◎特別職の報酬などの状況

区分	給与・報酬月額 単位:円	期末手当 単位:月分
村長 副村長	村長 575,000	6月期 1.40
	副村長 481,000	12月期 1.55 計 2.95
議長 副議長 議員	議長 207,900	6月期 1.40
	副議長 143,100	12月期 1.55
	議員 126,000	計 2.95

◎職員の勤務時間その他勤務条件

職員の勤務時間と休日

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り		
	始業	終業	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00 ~ 13:00

年次有給休暇の状況(一般職) (H23年1月1日~H23年12月31日)

総付与日数	総使用日数	全期間対象職員数	1人当たり平均使用日数
1,479	397	37	10

(注) 育児休業職員・新規採用職員・社会福祉協議会派遣職員を除く。

休暇など

休暇の種別	説明
年次有給休暇(有給)	年20日間、繰り越しは最大で20日間
特別休暇(有給)	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など特別な理由で勤務しないことが相当と認められる期間
療養休暇(有給)	負傷または病気で、勤務しないことが認められる期間
介護休暇(無給)	父母、子、配偶者の父母などが負傷、病気の時や老齢で日常生活に支障がある人を介護する時、連続する6月の期間内において必要と認められる期間
組合休暇(無給)	職員団体の業務に従事するため、勤務しないことが相当であると認められる期間

ネコの飼い方について

ペットは長い間、人間のパートナーとして一緒に生活してきました。しかし、飼い方によっては、近隣の人々に迷惑をかけていることがあります。

迷惑のかかる飼い方は、飼い主の気くばりと責任ある飼育で改善できるものです。

★無責任な飼育による迷惑とは…?

- 他人の庭や畑を荒らす
- 病気をうつされる
- 排泄物による異臭、ケンカや夜鳴きに悩まされる
- 交通事故にあう

【飼い主として心得ておきたいこと】

ネコの本能・習性や生理をよく理解し、芝生、砂場、庭や畑など公共の場所および他人の所有地などを荒らしたり、ふん・尿などで汚したりしないよう、責任のある飼育に努めてください。

【のらネコにエサを与えている方へ】

飼い主が判らないネコにエサを与え続けることは、その地域にたくさんののらネコが居つき、排泄物による異臭や庭、畑荒らしなど近所迷惑になっていることがあります。

★ネコにエサをやりはじめるとき



【去勢・避妊手術について】

ネコは生後約5ヶ月を過ぎると、出産可能となります。育てられない子ネコを増やさないため、また、人への危害や迷惑の防止のために、飼いネコの避妊・去勢手術をお考えください。

【どうしても飼えなくなってしまったときは】

どうしても飼い続けることができなくなったときは、飯田保健所にご相談ください。



※お問い合わせ先
株式会社セイショングループ・アイ
ンター
若年者地域連携事業推進セ
ンター
☎ 0263(27)5010

平成25年3月末日まで、毎
日24時間受付。対象は概ね40
歳未満の若年者となります。

[http://www.jobcafe-
shinshu.pref.nagano.lg.jp](http://www.jobcafe-shinshu.pref.nagano.lg.jp)

働くことや就活の悩み、職
場での悩みを「ジョブカフェ」
信州ホームページの「ネット
で相談」窓口より、メール
でご相談ください。

「就活ってどうすればいいですか？」
「職場になじめず、仕事を続けられるか不安…」
など、なかなか家から出られ
ない方、時間がない方のため
に、ネット相談を行っています。
良いい?」「職場になじめず、
仕事を続けられるか不安…」
など、なかなか家から出られ
ない方、時間がない方のため
に、ネット相談を行っていま
す。

就職活動
ナビゲーション



▶魚つかみを楽しむ子供たち

小さなお子さんは、最初大変そうでしたが、苦労した分、魚を捕まえた時には、とても喜んでいました。

魚釣り大会は、やまも釣堀前の大河内川で行いました。こちらは大人向けのイベントで、なかには遠方から来て、泊り込んで大会に備えるという魚釣りファンもいらっしゃいました。大会は朝6時から始まり、20名近くの方にご参加いただきました。一人で20匹以上釣り上げた方 Giulianiがいました。一人で20匹以上釣り上げる方はいつも満足していました。

このイベントは天龍村清水地区に植えてから約3年の時を経てついに、2012年辰年に、ドラゴン年・ドラゴンye arでの初収穫が、9月11日(火)に大平村長によって行われました。この地域では珍しいドラゴンフルーツの収穫を撮影するため多くの報道関係者の方が集まり、村長と管理者の安達さんに収穫に至るまでの話を取材していました。



初収穫の喜びを感じる



初物の味に舌鼓

森林の土地所有者届出制度について

平成24年度以降、森林の土地所有者となった方は、市町村長への事後届出が義務付けられました。

△届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は面積にかかわらず届出をしなければいけません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提供している方は対象外です。

△届出期間

土地所有者になった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

△届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所、氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類は、登記事項証明書(写しも可)又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※詳しくは天龍村役場 振興課 林務係までお問い合わせ下さい。

☎0260-32-2001

森林の立木を伐採するときには、届出が必要です

△届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた者又は伐採従事者

△届出期間

伐採を始める90日から30日前までに市町村の長に届出をしてください。

※詳しくは、天龍村役場 振興課林務係

☎0260-32-2001までお問い合わせ下さい。

おきよめ温泉祭り

おきよめ観光協議会では、8月11日㈯に「魚つかみ大会」を、9月8日㈯に「魚釣り大会」をそれぞれ開催しました。

魚つかみ大会は、おきよめの湯のイベント広場に特設会場を設置し、小学生以下の子供たちを対象に行いました。

小さなお子さんにとって魚つかみは最初大変そうでしたが、苦労した分、魚を捕まえた時には、とても喜んでいました。

収穫

ドラゴン村(天龍村)の ドラゴンフルーツ

天龍村清水地区

に植えてから約3年の時を経てついに、2012年辰年に、ドラゴン年・ドラゴンye arでの初収穫が、9月11日(火)に大平村長によって行われました。この地域では珍しいドラゴンフルーツの収穫を撮影するため多くの報道関係者の方が集まり、村長と管理者の安達さんに収穫に至りました。この地



保健師だより

季節性インフルエンザの 予防について

冬場の感染症の代表格、インフルエンザの紹介をします。

冬場にインフルエンザが流行するのは、冷たくて乾燥した空気がインフルエンザウイルスの動きを活発にするため感染しやすい環境となるからです。小さいお子さんや高齢の方は抵抗力が弱いこともあり、感染しやすく、また、重症化しやすい傾向があります。家族にインフルエンザに感染した人がいると家族間で感染し、そこで小さいお子さんや高齢者に感染が広まるので、家庭にウイルスを持ち込まないことが大切ですね。

そこで、インフルエンザの 感染予防は…

第一にインフルエンザのウイルスに近づかないことが挙げられます。よって、インフルエンザのウイルスが存在しそうな人ごみには出ない、どうしても出ない



また、ウイルスを寄せ付けて65歳以上の方を対象にインフルエンザ予防接種の問診票の配布を行っています。回覧でもお知らせしておりますが、接種を希望される方はかかりつけの医師に相談をしていただき、ご利用ください。また、窓口に来られない方は役場住民課健康支援係までご連絡ください。

ればいけないときはマスクを着用します。また、ウイルスを寄せ付けて65歳以上の方を対象にインフルエンザ予防接種の問診票の配布を行っています。回覧でもお知らせしておりますが、接種を希望される方はかかりつけの医師に相談をしていただき、ご利用ください。また、窓口に来られない方は役場住民課健康支援係までご連絡ください。

近隣の住民のみなさんに迷惑をおかけしていますが、ご協力をよろしくお願いします。



トネル工事の安全祈願祭が施工業者の木下建設㈱の主催で、県、村、地権者や近隣地区の方々など、多くのみなさんのご参列により、盛大に挙行されました。

十方嶺ハイパス。
藁野トネル
工事安全祈願祭
挙行

平成25年度 訓練生募集案内

長野県飯田技術専門校

募集科名	自動車整備科（修学期間2年）	木造建築科（修学期間1年）
募集定員	10名程度	10名程度
募集資格	平成25年3月高校卒業見込みの方、高校卒業者又は同等以上の方（※1）	
提出書類	①入校願（指定様式）②平成25年3月高校卒業見込みの者は調査書、その他の者は高校卒業証明書 ③宛名を記入した返信用官製はがき	
選出書類	○職業適正検査 ○面接 ○学科試験（国語Ⅰ・数学Ⅰ）	
入学審査料	長野県収入証紙 2,200円	
募集期間	24年11月1日(木)～11月15日(木)	
選考日	24年11月26日(月)	
合格発表	24年12月3日(月)	

定員に達しない場合は、募集期間を過ぎても募集することがあります。入校願（指定様式）は、当校又は公共職業安定所にあります。なお、入校願が必要な方は、返信用封筒へ140円切手を貼付して請求してください。詳しくは、飯田技術専門校までお問い合わせください。[担当：吉川まゆみ] 〒395-0823 飯田市松尾明7508-3 (TEL 0265-22-1067) (FAX 0265-22-4015) (※1) 高校卒業者と同等以上の者については、飯田技術専門校までお問い合わせください。

2012昇龍まつり

◎とき：11月24日(土)、25日(日)

◎ところ：文化センター「なんでも館」

今年は、例年行われている「文化祭」に加え、各種イベントを加えた「昇龍まつり」を開催します。

◎文化講演、展示会、産業展、ワクワクイベントなど。





今年も、天龍保育所・天龍小学校・天龍中学校と公民館が合同で主催する天龍村大運動会が、9月15日(土)に天龍小学校校庭で行われました。当日は少し暑くなりましたが好天に恵まれ、園児の可愛らしいダンスや児童・生徒たちの力一杯走る姿、愉快な一般競技での参加者の笑顔などがあふれ、楽しい一日となりました。

10回目を記念して行われた最終種目では、少し苦労はありませんでしたが、参加者全員で「龍」の人文字を作り、記念撮影をしました。

参加いただいたみなさん、運営に協力いただいたみなさん、本当にありがとうございました。

秋の全国交通安全運動が9月21日から30日まで実施され、運動初日の21日に下條村の国道151号で安協役員や阿南警察署など約40人が集まり、交通指導所を開設しました。当団は、交通事故防止を呼びかけながら、「地域の安心安全を成す(ナス)」にちなみ、村特産のていざなすの配布も行いました。

受け取ったドライバーのみなさんも、大きな「ていざなす」のプレゼントにつっこり。「ありがとう」と頬とともにアクセルを踏む足も緩んだようでした。

